

7つくば市支援対象児童等見守り強化事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、つくば市支援対象児童等見守り強化事業業務（以下「本業務」という。）委託事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

本業務を実施するに当たって、価格のみでなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

7つくば市支援対象児童等見守り強化事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「7つくば市支援対象児童等見守り強化事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 見積限度額

4,434,600 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

この公募開始の日から契約締結までの日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(4) 茨城県建築工事請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。た

だし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

- (6) 法人税、消費税、地方消費税、市民税、都道府県民税について未納がないこと。
- (7) 福祉分野における相談業務若しくは支援業務、訪問による支援の実績を有する法人又は団体とする。

4 資料の配布

(1) 配布する資料

- ア 7つくば市支援対象児童等見守り強化事業業務委託公募型プロポーザル実施要領
- イ 令和7年度つくば市支援対象児童等見守り強化事業業務委託仕様書
- ウ 提出書類様式一式

(2) 配布期間

令和7年(2025年)4月2日(水)午前8時45分から令和7年(2025年)4月14日(月)午後4時30分まで

(3) 配布場所等

つくば市こども部こども未来センターで配布する。また、市ホームページに掲載する。

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加意向表明書(様式1)
- イ 参加資格に関する誓約書(様式2)
- ウ 法人(団体)概要(任意様式)
法人(団体)名、法人(団体)設立年月日、所在地、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先(担当者氏名、電話番号、E-mailアドレスなど)を必ず記載すること。
- エ 業務受託実績(様式3)
- オ 本業務の推進体制(様式4)
- カ 法人税、消費税及び地方消費税、市民税、都道府県民税の各納税証明書一式:写し可(直近2年分)
- キ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書:写し可(法務局発行)

(2) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

(3) 提出期間

令和7年(2025年)4月2日(水)午前8時45分から令和7年(2025年)4月15日(火)午後4時30分まで

(4) 提出先

つくば市こども部こども未来センター 子育て相談支援係

(5) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること

ア 事前に電話で来庁日時を連絡し、持参により提出

イ 令和7年(2025年)4月11日(金)必着とし、郵送にて提出

(6) 辞退について

応募申込をした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書(様式7)を令和7年(2025年)4月15日(火)までに提出すること。

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加資格の確認を行い、令和7年(2025年)4月16日(水)にプロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送により通知する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された者は、その理由についてプロポーザル参加資格審査結果通知書が届いた日から令和7年(2025年)4月21日(月)午後4時30分までに、電子メールにて説明を求めることができる。通知内容の異議申し立ては受け付けない。

電子メールアドレス wef044@city.tsukuba.lg.jp

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式、A4用紙15枚以内)

※企画提案書内に、仕様書「7(4)支援員の研修」にある支援員の研修内容について、必ず明記すること。

イ 業務工程表(任意様式)

ウ 見積書(様式8)

※消耗品費等、支援活動費(人件費、燃料、実績報告書作成等にかかる費用を含む。

業務責任者、支援員それぞれの1日当たりの活動費に稼働日数、人数を乗じた総額)

と弁当代(1食あたりの単価に世帯数、訪問回数、年間活動回数を乗じた総価)の総額(税込)で見積書を提出すること。

※数量は参考数であり、契約期間内における予定数量を保証するものではない。

(2) 提出部数

正本1部、副本10部の合計11部提出すること。

(3) 提出期間

令和7年(2025年)4月17日(木)午前8時45分から令和7年(2025年)5月8日(木)午後4時30分まで

(4) 提出先

こども部こども未来センター 子育て相談支援係

(5) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること

ア 事前に電話で来庁日時を連絡し、持参により提出

イ 令和7年(2025年)5月2日(金)必着とし、郵送にて提出

(6) 受理の取消

応募した法人等が、企画提案書の提出日から委託法人等の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は応募を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接的に本職員等と接触を持った場合

(7) その他提出にあたっての留意事項

ア 支援活動費(1日あたり)、弁当代(1食)については、単価契約とする。消耗品費等については、総価契約とする。

イ 見積金額と見積内訳の合計が一致しないものは無効となるので十分留意すること。

ウ 提出書類はA4縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックスを貼ること

エ 提出された書類は、返却しない。

オ 書類提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

(8) 辞退について

プロポーザル参加資格審査結果通知書が届いた後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書(様式7)を令和7年(2025年)5月7日(水)までに提出すること。

8 審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、7つくば市支援児童等見守り強化事業委託候補者選定委員会を設置し、同選定委員会において企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 事業予定者の選定方法等

ア 応募申込書(様式6)及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し候補者を選定する。

イ 審査基準は、8-(4)に掲げる項目により、選定委員会の委員長及び各委員が採点して審査するものとする。

ウ 候補者の選定は、委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第1順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第1順位の最も多い者が2者以上あるときは、審査項目について次の順位により比較し、順位を決定する。

(ア) 全ての項目の委員長及び各委員の評価点の合計

- (イ) 提案内容評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
 - (ウ) 企業評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
 - (エ) 金額評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- エ 第2順位以降で同一の順位の者が複数あった場合は、上記ウの規定を準用し、その順位を決定する。
- オ 委員長及び各委員の評価点の平均値が50点未満の申込者は、原則として候補者に選定しない。但し、全ての申込者が前段に該当した場合、選定委員会は、第1順位の申込者として選定するか、当審査における選定者なしとするかを協議し、決定する。
- カ 委託予定者は、選定委員会の審査に基づき、市長が決定する。
- キ 選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。

(3) プレゼンテーションの方法

ア 実施日

令和7年(2025年)5月21日(水)を予定

※正式な日時や集合場所等の詳細は別途通知する。

イ 実施場所

つくば市役所本庁舎

ウ 実施時間

1事業者につき30分以内(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内)とする。

※なお、応募者多数の場合には、実施時間を変更する場合がある。

エ 出席者

原則3人以内とし、本業務を担当する管理責任者1名及び担当者1名は必ず出席すること。

オ 審査

非公開とする。

カ 留意事項

- (ア)プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- (イ)プロジェクターやスクリーン等については市において用意するが、パソコンは出席者が用意すること。
- (ウ)持ち込んだ機材が正常に動作しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

(4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価項目評価の視点
------	-----------

企業評価（法人に関する事項）【20 点】	・類似業務の受託実績（10 点） ・本業務の推進体制等（10 点）
提案内容評価【60 点】	・目的、条件、市の施策等の業務理解度（20 点） ・支援対象者の生活環境等に対する思慮、正しい理解（20 点） ・本業務における独自提案（10 点） ・質問に対する応答の明確性（10 点）
スケジュール評価【10 点】	・業務工程の適切性（10 点）
見積金額評価【10 点】	・見積金額の妥当性と提案内容の整合性（10 点）
合計	100 点

（５） 選定結果の通知

選定結果については、令和 7 年（2025 年）5 月 23 日（金）に全ての事業者文書により通知する。

なお、候補者として選定されなかった者は、その理由について審査結果が届いた日から令和 7 年（2025 年）5 月 30 日（金）午後 4 時 30 分まで説明を求めることができる。方法は、「6 参加資格の審査及び結果の通知」と同様とする。通知内容の異議申し立ては受け付けない。

（６） 決定事業者の公表等

決定事業者名等を「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき、公表する。市ホームページで公表する。

9 契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領の公表	令和 7 年 4 月 2 日（水）
実施要領に関する質疑受付	令和 7 年 4 月 2 日（水）～令和 7 年 4 月 9 日（水）
質疑回答	令和 7 年 4 月 11 日（金）
参加申込書の受付	令和 7 年 4 月 2 日（水）～令和 7 年 4 月 15 日（火）
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 4 月 16 日（水）
参加資格を満たしていないと判断された者の審査結果に対する説明の要求期限	参加資格審査結果通知書が届いた日～令和 7 年 4 月 21 日（月）
企画提案書の受付	令和 7 年 4 月 17 日（木）～令和 7 年 5 月 8 日（木）

企画提案書に関する質疑受付	令和7年4月17日（木）～令和7年4月28日（月）
質疑回答	令和7年4月30日（水）
選定委員会の開催 プレゼンテーションの実施	令和7年5月21日（水）
審査結果の通知	令和7年5月23日（金）予定
選定されなかった者の審査結果に対する説明の要求期限	公募型プロポーザル選定結果通知書が届いた日～令和7年5月30日（金）
契約締結	令和7年7月1日予定

10 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約により事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

11 質問方法等

(1) 受付期間

ア 実施要領に関する質疑

令和7年(2025年)4月2日(火)午前8時45分から令和7年(2025年)4月9日(火)午後4時30分まで

イ 企画提案書に関する質疑

令和7年(2025年)4月17日（木）午前8時45分から令和7年(2025年)4月28日（月）午後4時30分まで

(2) 質問提出方法

質問は、質問書（様式5）で電子メールにより提出すること。

必ず電話で質問票を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受付しない。

電子メールアドレス wef044@city.tsukuba.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問のあった場合には、質疑回答期日までに、電子メールで回答する。

また、質問及びその回答を市ホームページに掲載する。

12 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2)審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (3)提出された見積書の見積金額が予算（見積限度額）を超えている場合
- (4)契約締結日までに、「3 参加資格」に定める資格要件を満たさなくなったことが判明した場合

13 提出書類の取り扱い

- (1)本審査以外では、無断で使用しないものとする。
- (2)提出後における差し替え及び再提出は認めない。
- (3)審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4)提出書類等は返却しない。

14 その他実施上の留意事項

- (1)参加者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2)企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。
- (3)提出書類の作成及び提出等に係る一切の費用は、申込者の負担とする。
- (4)つくば市から受領した資料は、つくば市の了解なく公表及び使用できない。
- (5)業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。
- (6)本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。その場合、当該提案書類等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うことができるものとする。

15 担当部署（問合せ先）

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市こども部こども未来センター 子育て相談支援係

[TEL:029-883-1111](tel:029-883-1111) 内線 2342 E-mail wef044@city.tsukuba.lg.jp